

第4回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月26日（金）午後2時30分から午後5時30分

2. 招集場所 恵那市役所西庁舎3階災害対策室

3. 出席委員 (17名)

会 長 9番 林 広和

職務代理者 19番 大島 政幸

委員	1番	小板 宏正	2番	瀬瀬 美由紀	3番	小栗 茂美
	4番	三宅 一彰	6番	小林 勝朗	7番	曾我 佳奈子
	8番	渡会 邦憲	9番	林 広和	10番	安江 建樹
	11番	瀬瀬 政行	12番	宮原 博	13番	梅本 信枝
	14番	近藤 明德	15番	梅村 安範	16番	水野 守文
	17番	保母 直彦	19番	大島 政幸		

4. 欠席委員 (2名)

	5番	土方 明日香	18番	仲田 菜那		
--	----	--------	-----	-------	--	--

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

第 3 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第21号 農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について

第 6 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

第 7 議案第23号 非農地証明について

第 8 報告第3号 令和6年度最適化活動の目標設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局 副局長 堀田 稔勝 書記 鈴木 由貴

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局長

定刻になりましたので、職務代理者の大島様より開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は、19 名中 17 名で定足数に達していますので、総会は成立しております。

本日、5 番の土方明日香委員と 18 番の仲田菜那委員より欠席の旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより令和 6 年第 4 回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくをお願いします。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をしていただくようお願いします。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

それでは、3 番の小栗茂美委員の先導によりまして唱和を行います。小栗委員、よろしくをお願いいたします。

〔 農業委員会憲章の唱和 〕

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、林会長より挨拶並びに議事進行をよろしくお願いいたします。

○議長

御苦労さまです。

先ほど、恵那市から農政にかかる方針の話がありました。先日 4 月 15 日に常設委員会に出席しまして、農政部から県の予算関係の話がありましたので、情報提供をします。

全体の予算として 140 億 4900 万が農政部にありまして、ぎふ農業農村を支える人材育成に 3 億 8200 万、安心して身近な岐阜の食づくり 51 億 2900 万が一番多いです。あと、岐阜農畜水産物のブランド展開 21 億 1500 万、それから地域資源を生かした農村づくりの中に中山間とか多面的の予算が入るのですが 39 億 4100 万と、中山間地域を守り育てる対策に 24 億 7900 万が盛られた。いずれも前年よりかなり多く予算計上され、25 億 6000 万前年より多い状況です。特に、食の関係にかなりの予算を費やしているという状況になっています。詳細については情報公開があると思いますのでよろしくお願いします。

それでは、今日も沢山の議案が出されています。慎重審議よろしくお願いいたします。

日程第1 事録署名委員の指名について

○議長

日程第1の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長

ありがとうございます。

異議がございませんので、本日の議事録署名委員に、7番曾我佳奈子委員及び8番渡会邦憲委員をお願いいたします。

本日の会議書記には、事務局の堀田副局長と鈴木さんを指名いたします。

日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

日程第2 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。

なお、番号25番は、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」の番号17番と同時案件、番号26番は、同じく議案第20号の番号18番と同時案件、番号28番は、同じく議案第20号の番号21番と同時案件となります。また、番号29番は、同じく議案第20号の番号20番、および議案第20号「農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について」の番号4番と同時案件となりますので、それぞれ、同時案件の説明を行った後、質疑まで一緒に行いたいと思います。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

番号25番の案件は、農地法5条17番と関連案件になります。申請地は、岐阜県森林組合連合会東濃支所の東側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。現況は田です。申請理由は、農地の一部については耕作管理を行うとともに、現在のアパートでは家族が増え手狭となったため、住宅を建築するものです。農地法5条と同時申請です。

番号26番の案件は、農地法5条18番と関連案件になります。申請地は、恵那文化センターの南東側に位置し、用途区域内の農地であるため第3種農地と判断されます。現況は田と畑です。申請理由は、申請地を譲受け、寺院の儀式行事を行う際の精進料理の材料と

して提供できるよう維持管理し営農を行うとともに、寺院における儀式行事及び墓地参拝者の利用する道路兼駐車場として整備するものです。農地法 5 条と同時申請です。

番号 27 番の案件を説明します。申請地は、道の駅らっせい三郷の南西側に位置します。現況は田です。申請理由は、申請地を譲受け、経営規模を拡大し営農に励むものです。

続いて、番号 28 番の案件は、農地法 5 条 21 番と関連案件になります。申請地は、道の駅らっせい三郷の南側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため第 2 種農地と判断されます。現況は宅地、畑、休耕地です。申請理由は、競売により買受申出人となった為、申請地を譲り受け義父の協力を得て営農に励むとともに、引き続き車庫等として利用するものです。農地法 5 条と同時申請です。

番号 29 番の案件は、農地法 5 条 20 番、事業計画変更 4 番と関連案件です。申請地は、みさとこども園の南東側に位置する農振農用地です。現況は畑です。申請理由は、営農型太陽光発電設備を設置する為、上部空間を借り事業計画変更により面積の変更を行い、農地法 5 条で 3 年間の更新申請を行うものです。面積変更は、人の侵入を防ぐ為に周囲をネットで囲っている場合は、ネットを固定する為の支柱も転用対象となるため、増加となったものです。農地法 5 条、事業計画変更と同時申請となります。

続いて、番号 30 番の案件です。申請地は、武並小学校の南西側に位置します。現況は休耕地です。申請理由は、申請地を譲受け維持管理し営農に励むものです。併せて 3 月に 5 条許可となった隣接地を購入し、住宅を建築するものです。

番号 31 番の案件を説明します。申請地は、明智鉄道極楽駅の東側に位置します。現況は休耕地です。申請理由は、申請地を譲受け、維持管理し営農に励むものです。尚、空き家を購入し恵那市に移住する予定です。

番号 32 番の案件を説明します。申請地は、山岡小学校の南西側に位置します。現況は畑です。申請理由は、以前より耕作管理していた申請地を譲受け、経営規模を拡大し営農に励むものです。

○議長

それでは、第 3 条の 8 件について、事務局から説明がありました。この件について各地区で審議をしていますので、各地区委員長から協議について報告と案件の説明を求めます。

○議長

番号 25 番から 26 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より協議について報告と案件の説明を求めます。

○1 番

4 月 19 日に地区委員会で現地確認と審議を行いました。この案件は、同時で 5 条も出

ています。奥の方が3条、手前の方が5条です。

大洞■■■■、面積は921.21平方メートル、登記簿は原野、現況は畑、北が原野、東側が山林、南側が分筆残地です。西側が自分の自宅、5条の自宅です。転用理由ですが、3条は所有権の移転。譲渡人は高齢で管理ができなくなったため、譲受人に耕作地を譲渡したい。隣地に一般住宅を建設し申請地と一緒に譲受け営農に励むものです。その他で、軽トラ、刈払い機、噴霧器各1台を所有している。実測2,701.47平方メートルの内921.21平方メートルを3条で使用する。5条の住宅地は499.71平方メートルとなっています。5条の転用理由は、現在のアパートが家族の人数も増え手狭となった。譲渡人と話しがまとまり今回の申請を行うものです。3条の栽培品目は栗です。地区委員会では問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

26番は、長島町中野■■■■、面積は1,403平方メートル、4筆あり畑が2筆、田が2筆あります。現況は休耕地となっています。農機具はリースで耕運機、刈払い機、トラクターを考えている。譲渡人は農地の管理ができなくなったため譲渡する。譲受人は、自分が住職をしている寺の境内に隣接し、農作物を含め維持管理が十分できる。収穫物は、檀家、信者を含め儀式や行事に使用するため営農に励む。農作物は、季節野菜等を考えている。地元の協力者もいるので指導してもらえると話を聞いている。地区委員会では問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

5条ですが、3筆あります。田2筆、畑2筆、面積が915平方メートルです。北側が畑、東側が畑、南側が宅地、西側が畑となっている。隣地承諾があります。寺院に来られた時に、駐車場が狭く、支障をきたすため申請地を譲受け、駐車場として整備する。現在駐車場として利用している土地について始末書が添付されています。地区委員会では問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

続きまして、27番から30番まで、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の模様について報告と案件の説明を求めます。

○8番

27番の三郷町佐々良木鍵屋の案件ですが、譲渡人は農地の管理ができないため、譲受人が申請地を譲受け、営農規模を拡大し営農に励みます。譲受人は、現在55,518平方メートルの農地を管理しており、所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン等をもっています。申請通り問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

28番の三郷町佐々良木松葉の5筆、譲受人は譲渡人の婿さんで、令和6年3月に適格証明発行済で、競売による申請申出人となり、申請地を譲受け、譲渡人の協力を得て営農

に励む。農機具も持っており、問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

同時案件 5 条 21 番は、地目が田であったが、車庫と庭になっていた。競売による買受をすることで申請をされましたが、地区委員会では問題ないと判断したので審議をお願いします。

29 番、三郷町野井は、借受人が営農型太陽光発電設備を設置するために上部空間を借りる申請で、事業計画変更と同時申請が出ていますので、後程説明いたします。これは問題ないと審議しましたのでよろしくお願いします。

30 番、武並町竹折竹ノ下の 7 筆ですが、譲渡人が農地の管理ができないため、譲受人は国道の拡張事業により農地及び住居が買収されたため、3 月に住居部分は取得したが、周囲の 7 筆 2,143 平方メートルの土地を取得し、畑作を行いたい。

問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

続きまして、31 番につきまして、第 4 地区、宮原博委員長より協議の模様について報告と案件の説明を求めます。

○12 番

4 月 18 日に地区委員会にて現地調査を行いました。3 条の所有権移転の案件になります。相続により取得したもので、高齢、遠方で管理できない状況です。譲渡人は高齢で農地は何年も未耕作地で、今後も農地として利用することが難しいため、耕作する方に譲渡することになりました。農地面積は 13,903 平方メートルあります。譲受人は[REDACTED]で自然食品の販売を行う店舗を経営している方で、就農を希望しており希望に沿う場所が見つかったため、岩村に転居してきます。農業についてはかなりの知識を持っていると思われ、夫婦共に農業を行っていく意識が高いと思われ、作付け予定はブルーベリー 3,473 平方メートル、柿・リンゴ 9,123 平方メートル、畑としてハーブ等 1,507 平方メートルの計画を立てておられます。所有農機具として、耕運機、運搬車、購入予定としてトラクター、軽トラ、草刈り機等、農地に付随した住宅も購入し移住する。地区委員会では問題ないと判断しましたのでご審議よろしくお願いします。

○議長

続きまして、32 番につきまして、第 5 地区、梅村安範委員長より協議の模様について報告と案件の説明を求めます。

○15 番

番号 32 番、山岡町釜屋字折立の畑 632 平方メートルです。所有権移転です。申請地は山岡町釜屋の県道下手向原線の西、折立観音がありますが、譲受人の宅地と隣接した畑で

す。現状は従来から譲受人の親が譲渡人と口約束で実際には譲受人が農機具置き場や育苗ハウス、畑として利用していました。譲受人の親が亡くなり、譲渡人との間で所有権移転登記をするべきと話がまとまり、今回申請したものです。譲受人は所有農地 27 アールですが、農作業受託で 38 ヘクタールほど耕作管理しており、同居の息子 41 才と共に従来通り耕作管理を行います。地区委員会としては問題ない案件と判断しましたのでご審議よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。3 条について 8 件、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件につきまして質疑がありましたら、挙手のうえ発言をお願いします。

〔 質問、意見なし 〕

○議長

これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第 18 号、番号 25 番から 32 番の農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり承認されました。

日程第 3 議案第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

日程第 3 議案第 19 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」議案とします。

同時申請の部分もありますが、4 条の部分だけ説明して審議に入りたいと思います。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

番号 4 番の案件を説明します。申請地は、恵那文化センターの北側に位置し、用途区域内の農地であるため第 3 種農地と判断されます。申請理由は、現在実家の敷地内に置いてある、石材を申請地へ移動するために本申請地を資材置場として整備するものです。

番号 5 番の案件を説明します。申請地は、中野児童センターの西側に位置し、用途区域内の農地であるため第 3 種農地と判断されます。申請理由は、昭和 52 年頃から住宅敷地として利用してきたが、農地であることが判明したため申請するものです。

番号 6 番の案件を説明します。申請地は、J A ひがしみのライスセンターの西側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため第 2 種農地と判断されます。申請理由は、相続した土地を、空き家バンクへ登録する際に調査したところ、農地であることが判明したため申請するものです。

番号 7 番の案件を説明します。申請地は、毛呂窪公民館の西側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため第 2 種農地と判断されます。申請理由は、昭和 40～44 年頃に、父が自宅への進入路として整備したが、農地であることが判明したため申請するものです。

番号 8 番の案件ですが、農地法 5 条 24 番と関連案件になります。申請地は、中野方コミュニティセンターの西側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため第 2 種農地と判断されます。申請理由は、昭和 38 年頃から住宅の一部として利用してきたが、農地であることが判明したため申請するものです。

番号 9 番の案件について説明します。申請地は、山岡陶業文化センターの北東側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため第 2 種農地と判断されます。申請理由は、平成 5 年に市道整備・拡幅に伴い住宅の建替えを当該地で行い宅地として利用してきたが、農地であることが判明したため申請するものです。

番号 10 番の案件について説明します。申請地は、串原郵便局の北側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため第 2 種農地と判断されます。申請理由は、平成 15 年ごろに母親が花桃の木を植え宅地の一部として利用していたが、農地であることが判明したため申請するものです。

○議長

それでは、第 4 条について 7 件の説明をいただきましたので、各地区委員会の状況について説明をお願いします。

まず、番号 4 番、5 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より協議について報告と案件の説明を求めます。

○1 番

4 番ですが、長島町中野六反田です。面積が 545 平方メートル、登記が田、現況が畑、申請目的は資材置場です。北側に実家があり東側が住宅地、南側と西側が道路。転用目的は現在使用している資材置場が手狭になったため、自身が所有している資材を保管管理するため、共有財産であり、申請人 2 人のものです。現況休耕地であり、大規模な計画もしないため、付近に影響がなく、碎石を置く場所にしたい。■■■■に居住している方なので、本当にここに必要なのか討議しましたが、周囲に農地もないため問題ないと判断しました

のでよろしくをお願いします。

次は、申請人の一般住宅、場所は長島町中野 [REDACTED]、面積が 23 平方メートル地目は田、現状は住宅です。北側と東側と南側が宅地、西側が道路です。事務局の説明にもありましたが、52 年頃に住宅を建設して現在に至っている。土地の調査をしたところ農地であることが判明したので申請した。駐車場と宅地の部分を跨ぐ形で農地となっている。委員会では仕方がない案件として判断しましたのでよろしくをお願いします。

○議長

続きまして、番号 6 番について第 2 地区渡会邦憲委員長より協議の模様について報告と案件の説明を求めます。

○8 番

武並町竹折一丁田 [REDACTED]の一部となっていますが、登記簿では 18,173 m²の内 1,422.47 平方メートルです。兄が亡くなり、申請人が相続をし、自宅を空き家バンクに登録しようとしたところ、農地であることが判明したため今回申請した。面積が広いという意見がありました。始末書の添付もあります。この農地は開拓地であり、自分の土地で兄は平成 5 年頃に申請をせず、住居を建てていた。皆さんの審議をよろしくをお願いします。

○議長

続きまして、番号 7 番、8 番について第 3 地区安江建樹委員長より協議の模様について報告と案件の説明を求めます。

○10 番

7 番、笠置町毛呂窪西洞の案件です。4 月 19 日に第 2、第 3 地区委員会を行っています。現場は 2 筆あり、登記簿は田です。現況は申請者本人の自宅への進入路となっています。今回、空き家バンクに登録するため調査をしたところ、進入路が農地であることがわかったため、転用の手続きを行う。道路は、昭和 44 年頃に申請者の父親が自宅へ入るための道路を作ったが転用されてなかったため申請するものです。周辺の農地への影響は、転用者のみの農地であり、影響はないと思われます。雨水は自己所有地を流下して道路側溝へ排水する。追認案件ではありますが、地区委員会としては問題ないと判断しましたのでよろしくをお願いします。

8 番、中野方町越シです。19 日に地区委員会を開催して現地確認と協議を行っています。申請人が高齢のため、本人が健在のうちに現況に即した地目に変更したいため申請したものです。昭和 38 年頃に申請地を含む 5 筆が住宅敷地となっており、うち 1 筆が自己所有の畑だったので今回申請するものです。周囲に農地はなく、影響はないと思われます。雨水排水は道路側溝に流す。生活雑排水は合併浄化槽で浄化した後に道路側溝に流してい、

ます。この案件についても、追認案件ではありますが、地区委員会としては問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

続きまして、番号 9 番と 10 番について第 5 地区梅村安範委員長より協議の模様について報告と案件の説明を求めます

○15 番

4 月 18 日に地区委員会を開催し、現地確認と事前審査を実施しました。

番号 9 番ですが、山岡町釜屋です。追認案件です。申請地は釜屋区の公民館の西の農免道路沿いの畑で、平成 5 年に農免道路の拡幅により住宅がかかり、自己所有地の畑等に移転を行ったところ、宅地に隣接した畑を転用されました。農業振興地域の農用地区域にあったため、農用地区域からの除外申請を行い、始末書を添付して転用申請をした案件です。北側は道路、東と南側は雑種地と自己所有農地、西側は自宅と山林です。生活排水は合併浄化槽で処理され、雨水排水と一緒に既存の道路側溝に排水されます。周辺農地への影響はありません。

続きまして、番号 10 番です。串原字川ヶ渡の 1 筆です。庭としての宅地転用です。

申請地は串原の南西矢作川と明智川の合流に近いところで愛知県境です。自宅裏の一段高い畑で平成 15 年に申請者の母が庭として花桃の植栽を行い利用してきたため始末書を添付して、転用申請が出た追認案件です。北側一段高い農地で隣地承諾が添付されています。東側は道路、南側及び西側は自宅であって周辺農地への影響はありません。

以上 9 番 10 番につきまして、いずれも追認案件で地区委員会としては止むを得ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

小板委員長、4 番については仕方ないと判断したのですか。

○1 番

はい。周辺に農地がないので。

○議長

それでは、第 4 条の 7 件について説明をいただきましたのでこの件について質疑がありましたら挙手のうえ発言をお願いします。

○10 番

4 番の案件ですが、資材置場にするという話ですが、どこから入るのか。

○1 番

市道側から歩道を通して進入する。

下側が道路ですが、そこを割って入れるように、市と協議がしてあります。

○9番

申請済みで、承認済みということですか。もう進めるということですか。

○事務局

道路からの申請地への乗り入れの件につきましては、当事者が建設課に道路工事施工承認申請を4月24日付で出しています。この歩道にインターロッキングの敷設替えと、嵩上げて段差を無くす工事をし、境界ブロックの入れ替えなど整備をしながら資材置場にしたいと建設課に施工承認を提出し、許可を得ていると確認が取れています。

○9番

資材置場には具体的に何を置くのですか。

○事務局

話を伺ったところ、自宅の敷地内に人の手で動かせない大きな石が沢山置いてあって、石を申請地へ移動させ資材置場として活用するため、重機を乗り入れる施工承認を建設課から得て工事をしたいと申請されてみえます。

石は、自宅敷地の北側と、主に東側、赤道沿いに、20から30個くらい大きな石が置いてありました。

○7番

家の周りの石を動かすだけで、ここから搬入するわけではないのですか。

○事務局

お住まいになられている方に聞きましたが、亡お父様が、大きい石も、敷地内をいずれ綺麗にしたいということで、運び込んでいたようで、世代が替わり敷地を綺麗にし、整備していきたいと申請されました。

○7番

そばに学校があるので、石が沢山あるのは、子供たちにとっても心配。フェンスとか対策をしてもらうように、農業委員会が言うことではないが、してほしい。

○事務局長

地区委員会では、学校のそばで、車の通りが多い、歩行者が多いところで、そこを資材置き場としても大丈夫か課題が出ました。また、4条の転用事業者2名から申請が出ますので、資材をどこから運んでくるのか、生業として行っているか確認が必要であると地区委員会が課題になりました。事務局で確認したところ、自宅の周りに置いてある石が30個、宅地の脇に置いてあるので、それを申請地に移動させたい、という回答でした。石を他の場所から持ってくることはないとのことでした。この他に、資材置き場なので申

請者2人が事業者なのかという質問が出ました。確認したところ、男性の申請者は事業を行っていると書いてあるだけで、どのような事業をやっているか、明確に分かる書類は出てきていません。もう1人の申請者もこちらで求めたものは出てきていません。この状態で4条の許可基準に照らし合わせて、ご判断をいただければと思います。

○19 番

4 番ですが、手狭になったため、自宅前の石を移動させるために転用したいというのは、転用理由としてどうかと思う。資材置き場が手狭になったということは、いろいろ持ってきて置いていたという言い方だと思うが、実際に庭にある石を移動させるということが、資材置き場という言い方になるのですか。

○9 番

目的、用途がはっきりしない。

○1 番

遠方の人だし、本当にここに必要性があるかということは議論になりました。本当に業者なのかということも議論になりました。周囲に農地がないので、すぐ宅地になってしまう事も考えられるが、反対する理由にはならない。

○議長

事務局で説明することはありますか。

○事務局

用途が資材置き場と書いてありますが、今のお話や本人から聞いた中では、資材置き場というのは解釈が違うかなと思いました。自宅周辺にある石を申請地に持ってくることで敷地を綺麗にしたい、石などを置くために整備をしたいとのことですので、資材置き場とは目的が違うと思われます。

○1 番

なぜ、歩道を横断する申請がされているのですか。

○事務局

歩道を使いたい内容を聞きました。重機やダンプを使い申請地に運び込む時に、乗り入れる場所がない為、工事で歩道を構い運び込むようにしたいとのことでした。

○15 番

農地法4条の許可から行けば、周辺農地に及ぼす影響は何もない。農地法だけの許可基準だけ考えれば、目的は多少あるかもしれないが、問題ないと思います。

○議長

それでは、質疑を終わって採決をいたします。議案第19号、番号4番から10番の農

地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、申請の通り許可相当と認めるところに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成ですので、議案第19号は、申請の通り許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に進達することに決定しました。

日程第4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

日程第4、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について議案とします。事務局から説明をお願いします。

○議長

先ほど説明した部分と被った部分がありますが、改めて説明をお願いします。

○事務局

番号15番の案件について説明します。申請地は、恵那東中学校の東側に位置し、用途地域内の農地であるため第3種農地と判断されます。申請理由は、平成3年頃から住宅の南側の危険を回避するため擁壁を設置したが、農地であることが判明したため申請するものです。

番号16番の案件について説明します。申請地は、岐阜県森林組合連合会東濃支所の東側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。申請理由は、申請地を借り受け、会社の資材置場として整備するものです。

番号17番の案件を説明します。3条の25番の案件と一緒にです。転用理由は、現在居住しているアパートでは家族が増えて手狭になったため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいという申請です。

番号18番の案件を説明します。3条の26番の案件と一緒にです。転用理由は、申請地を譲り受け、寺院における儀式、行事及び墓地参拝者の利用する道路兼駐車場として整備をしたいという申請です。

番号19番の案件を説明します。申請地は、恵那インターの南東側に位置し、用途地域内の農地であるため第3種農地と判断されます。現況は休耕地です。申請理由は、申請地を借り受け、賃貸住宅を建築するものです。

番号20番の案件を説明します。3条の29番の案件と一緒にです。転用理由は、申請地に営農型太陽光発電設備を設置し、下部でシキミ栽培を行うものですが、許可期間の更新と

ということで、3年間の一次転用期間を延ばす申請です。

番号21番の案件を説明します。3条の28番の案件と一緒に。転用理由は、競売により、買受申出人になったため、引き続き車庫等として利用するため申請するものです。

番号22番の案件を説明します。申請地は、JR武並駅の東側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。現況は休耕地です。申請理由は、公共事業（瑞恵道路）のために立ち退きとなり、代替地として申請地を譲受け、住宅を建築するものです。

番号23番の案件を説明します。申請地は、笠置コミュニティセンターの南東側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。現況は休耕地です。申請理由は、譲渡人は遠方に居住し管理できないため、今後はヒノキを植林し寺の所有地として管理をしていくものです。

番号24番の案件を説明します。先ほど4条の8番の案件と一緒に。申請理由は、申請地を昭和38年頃から住宅の一部として利用してきたが、農地であることが判明したため申請するものです。

○議長

第5条について10件の説明が事務局からありました。各地区委員会で共有をいただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。被るところがありますが、再度説明をお願いします。

○議長

番号15番から19番について、第1地区小坂宏正委員長より協議の模様について報告と案件の説明を求めます。

○1番

15番、大井町舟山、目的は住宅敷地です。申請地は54平方メートルです。登記簿は畑、現況は宅地です。北側が道路で、東側が宅地、西側も宅地、南側も宅地です。申請地は宅地の周囲の高低差があり危険なため、譲受人が擁壁を設置しました。東側は駐車場となっています。昭和3年頃行ったので、始末書が添付されています。安全面から見ると擁壁の設置は不可欠ということで、地区委員会では仕方ない案件として判断しましたのでよろしくお願いします。

16番、長島町大洞 XXXXXXXXXX、申請面積は1,298平方メートルの内、456.82平方メートルです。使用貸借です。北側が宅地と東側が山林、西側が道路で、南側が譲受人の営む事務所となっています。譲受人の営む電気工事業務に必要な資材の保管場所が手狭で、申請地を借り受けることができ、資材搬入、搬出及び管理も可能になります。一次転用を繰り

返して来たが、今後は恒久的に借り受けます。■■■■は1,298平方メートルあり、残地841.18平方メートルは畑として譲渡人が管理する予定です。畑への進入路が不明だった為、計画図の修正指導を行い改善されました。雨水の排水路について山林へ流す状態ではあるが、山林の所有者には同意を得ている。委員会では問題ないということで採決しました。

17番、3条と一緒にの案件です。一般個人住宅を建てるものです。面積は499.17平方メートルです。登記簿は原野、現況は田、北側が原野、東側が3条で取得した農地、南側が分筆した残地、譲渡人の土地です。西側が道路です。アパート住まいで家族が増え、手狭になったため、建設予定地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり今回の申請に至るものです。地区委員会では問題ないということで判断しましたので、よろしくお願いします。

18番、大隅屋敷■■■■、■■■■、■■■■です。申請面積は915平方メートルで、転用目的は通路兼駐車場を設置するものです。登記簿畑2筆、田1筆です。檀家が来たときに駐車場が狭いため駐車場を広くすることと、お墓に行く通路と、3条で取得した農地へ行く道ということです。■■■■が既に駐車場となっている為、始末書が添付されています。実際に現場に行った際に、駐車場が少ないと実感しました。それを解消するための申請です。地区委員会では問題ないという判断をしましたので、よろしくお願いします。

19番、使用貸借です。長島町中野字一色、敷地申請面積は2,146.65です。登記簿は田、現況は休耕地です。北側が線路、東側が水路と道、西側が申請人の土地と他人の土地で、南側が宅地で、地目が田です。転用理由は、申請時は休耕地であり、使用貸付人は今後も耕作する予定がないため、使用借受人と共同で賃貸住宅を設置する。この土地は駅に近く、公共性が高いため15件の賃貸ができることは良いことだと思い、判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

続きまして、番号20番から22番までを、第2地区渡会邦憲委員長より協議の模様について報告と案件の説明を求めます。

○8番

20番の三郷町野井の案件です。営農型太陽光発電施設です。事業計画変更と3条と同時申請されています。5条の転用許可後の事業変更はネットを貼る支柱の部分について申請するものです。また、事業主の死亡により事業主変更も行うことで同時に審議をお願いしたいと思います。

21番の三郷町佐々良木の案件です。50年以上前から農地と知らず車庫用地として使用

していた場所が、競売対象になり農地であることが判明しました。代替の車庫用地がないため、引き続き車庫として利用したいため転用申請するものです。雨水は既設の水路へ流します。

22 番の案件ですが、公共事業のために立ち退きになり、代替地として申請地を譲り受けて住宅を建設するものです。965 平方メートルと少し広い用地だが、東側に法面があり宅地としては使えないため、法面と庭という用途となります。やむを得ないと判断したので、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

続きまして、番号 23 番、24 番について、第 3 地区安江建樹委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○10 番

5 条の 23 番笠置町姫栗の案件です。4 月 19 日に第 2、第 3 地区委員会を開催して現場の確認と協議を行っています。現場は、譲受人であるお寺の周辺、南側の下に道路があり、道路の下と、西側、お寺の北側の大きく分けて 3 か所ぐらいに分かれた土地で、登記簿は田 7 筆、畑 5 筆、面積は全体で 3,200 平方メートルです。草刈りを行っており、管理された休耕地でした。譲渡人は、お寺の前住職である個人の土地でした。それを相続で譲受け、お寺の近くの土地ということで全てを寺に譲渡することになった。お寺としても、農地であるが営農ができないため、ヒノキを植林してお寺の土地として管理するものです。山裾にあるため周囲に影響はないと考えています。雨水排出についても現況地形を変更するものでないため、問題ないと考えています。地区委員会としては問題ないと判断しましたので、審議をお願いいたします。

5 条 24 番、昭和 38 年頃に建築をした建物の敷地全体 5 筆ほどありますが、そのうちの 1 筆が他人名義でした。これは昭和 63 年頃にその譲渡人と土地の売買契約を交わしており、契約については済んだが、登記の手続きがしてなかったため、申請をして所有権を移転するものです。登記簿地目は、畑 56 平方メートルですが、現況は宅地となっています。周辺に農地はなく、影響はないと考えております。雨水排水は道路側、生活排水は浄化槽で浄化した後、道路側溝に排水をしています。この案件についても追任案件ですが、地区委員会としては問題ないと判断いたしましたので、審議をお願いいたします。

○議長

ただいま第 5 条の 10 件について説明がありました。

第 2 地区委員長から、5 条の事業計画変更に対する 4 番の説明もありました。事業計画変更については、申請者が死亡したため申請者の変更と、ネットを設置したため 0.30 増え

た変更ということです。

それでは質疑に入ります。質問ある方は挙手の上、発言をお願いします。

○10 番

16 番の申請は恒久転用でよかったか。

○事務局

今回の申請が、恒久転用とすることが可能なのか、県の担当者に確認したところ、恒久転用でなければ目的が達成されない事案かどうか、永続性が確認できる内容の関係書類があれば、恒久転用とすることは可能とのことでした。

○10 番

農業委員会は何を判断するのか。

○事務局

恒久的に資材置場として利用して良いのかどうかの判断をお願いいたします。

○事務局

今回、資材置場で利用する場所と、農地として残す場所に分筆され、資材置場は今後も継続的に使用したいと聞きました。

○1 番

資材置き場になり、農地ではなくなる。排水路の方の指導はしてほしい。

○事務局

排水計画自体を道路側の側溝へ流すよう修正指導しました。

○10 番

17 番の申請は、道路の手前に宅地ができ、奥に農地が残るが、進入は大丈夫か。

○事務局

同じ人が買うため、自分の家から農地へも行けるようにします。

○10 番

その住宅は残地で残る土地がある。農地はどうなるか。

○事務局

借人の農地として残ります。

○15 番

農地区分が第3種農地で都市計画の用途地域か。

○事務局

用途地域です。

○議長

ただいま説明がありましたが、質疑も十分いただきましたので、採決をしたいと思います。

議案第 20 号の番号 15 番から 24 番の農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について、申請の通り許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

【 賛成者挙手 】

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 20 は、原案の通り許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定しました。

日程第 5 議案第 21 号 農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について

○議長

日程第 5、議案第 21 号、農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について議案とします。

先ほど事務局及び第 2 地区の委員長から説明をいただきましたので、このまま採決に入ります。

議案第 21 号番号 4 番の農地転用許可後の 事業計画変更に対する意見について、申請の通り、許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

【 賛成者挙手 】

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 21 号は、申請の通り、許可相当と認めると意見書を得て、岐阜県知事に対し診察することに決定しました。

日程第 6 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地 利用集積計画の決定について

○議長

日程第 6、議案第 22 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業地利用集積計画の決定について議案とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

今回は、10 年間の一般申請です。田 6,994 平方メートル、畑 0、合計 6,994 平方メートルで、借り手 2、貸し手 2 です。

番号 1 番の農地の所在地は東野、借り手は事業者で利用権の種類は使用貸借権、借入期間は 10 年間です。

続きまして、番号 2 番の農地の所在は上矢作町、借り手は個人で利用権の種類は使用賃

借権、借入期間は10年間です。この2件については、農業経営基盤強化促進法の経過措置により、改正前の18条第3項の各号の要件を満たしていると考えます。

○議長

この件については地区委員会で協議をしておりますので、地区委員長より説明を求めます。番号1番について第1地区小坂宏正委員長より、協議の模様について報告と案件の説明を求めます。

○1番

ニンニク栽培の実績があり、広範囲で耕作している事業者であるため問題ないと判断しました。

○議長

続きまして、番号2番について、第4地区宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

トマト農家でありまして、トマトの栽培区域を増やしたいと借り受けるものであります。

○議長

地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

【 質疑なし 】

○議長

質疑を終わります。議案第22号、農用地利用集積計画について、議案の通り賛成の方は挙手願います。

【 賛成者挙手 】

○議長

ありがとうございました。議案第22号は 議案通り賛成で承認されました。

日程第7 議案第23号 非農地証明について

○議長

日程第7、議案第23号非農地証明について議案とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

非農地証明は、農地台帳に記載されている土地について、農地に該当するか否かについて、当該土地の現況、その他の事実状況に基づいて客観的に判定し処理するものです。

番号1番は、現況は建物もしくは工作物が建っている状況でした。

続いて、2番、3番は、現状は原野化している状況で、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状況でした。

番号2番と3番につきましては、非農地証明の認定基準に合致していると判断できると考えます。

番号1番については、筆の中に建物があるため、農地転用が必要と判断しております。

○議長

この件については地区委員会で協議をしていますので、地区委員長より説明をお願いします。

1番から3番について、第3地区安江建樹委員長より、協議の模様について報告と案件の説明を求めます。

○10番

事務局が言った通り、1については一部で原野ではなく、建物が建っており、これを非農地にすることはできませんので、不許可と考えます。

2と3については、現況を見ましたが、すでに自然的に山林、原野になっていましたので、非農地認定をしてもよいと判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

この件につきまして質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

【 質疑なし 】

○議長

議案第23号、非農地証明について、原案の通り証明することに賛成の方は挙手願います。

【 賛成者挙手 】

○議長

全員賛成ですので、議案第23号は原案の通り承認されました。

日程第8 報告第3号 令和6年度最適化活動の目標設定について

○議長

日程第8、報告第3号令和6年度最適化活動の目標設定について報告とします。事務局より報告をお願いします。

○事務局

令和6年度の最適化活動の目標について、概要については地区委員会にて説明していま

すので、要点を説明します。

令和6年度の目標につきましては、令和5年度と同様の考え方で設定しています。主なところでは、最適化活動の活動目標にある、成果目標、農地の集積目標を前年度の目標と同様に、集積目標25ヘクタールで挙げています。

また、委員1人あたりの活動日数について目標を挙げていますが、昨年度と同様、1ヶ月あたり9日で設定しています。こちらは、総会終了後に岐阜県農業会議へ報告し、インターネットで公表される予定ですので、よろしくお願いします。

○議長

これで報告第3号、令和6年度最適化活動の目標設定について報告を終わります。

○議長

以上で、本日の議事日程を終了いたしましたので、職務代理者よりこの後の進行をよろしくお願いします。

(閉 会)

○職務代理者

長時間お疲れさまでした。これをもちまして、令和6年第4回恵那市農業委員会総会閉会します。皆様、ご苦労様でした。